

1 議案第 5 7 号 宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例等の一部を改正する条例を制定するについて

(1) こども性暴力防止法の施行に伴う改正

①改正の趣旨

「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」が令和 8 年 1 2 月 2 5 日に施行されることに伴い、国が定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が一部改正され、所要の改正を行うもの。

②条例改正の内容

第 1 3 条 児童対象性暴力等の防止

児童対象性暴力等の防止及び児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認等の措置を義務付ける規定の新設。

③施行期日 令和 8 年 1 2 月 2 5 日

(2) 専門職の活用に関する改正

①改正の趣旨

多様なニーズを抱えたこどもについて、ニーズに応じた専門的な支援の確保・充実を目的に特定理学療法士等を保育士とみなすことができるよう、また、保健師又は看護師の確保が困難であるとの実情を踏まえ、保健師又は看護師に加え准看護師を保育士とみなすことができるよう、国が定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が一部改正され、所要の改正を行うもの。

②条例改正の内容

第 2 9 条 職員（小規模保育事業所 A 型）

第 3 1 条 職員（小規模保育事業所 B 型）

第 4 4 条 職員（保育所型事業所内保育事業所）

第 4 7 条 職員（小規模型事業所内保育事業所）

- ・小規模保育事業所A型等において特定理学療法士等及び准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、特定理学療法士等及び准看護師が保育を行う場合は、保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

【特定理学療法士等とは】

ア 理学療法士

イ 作業療法士

ウ 言語聴覚士

エ 心理担当職員

オ 障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもの

上記ア～オのいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者

③施行期日 公布の日

(3) 3歳児の職員配置の改善に係る経過措置の終期の設定に関する改正

①改正の趣旨

職員配置基準の改善について、経過措置の期限を設定するため、国が定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が一部改正され、所要の改正を行うもの。

②条例改正の内容

附則 経過措置

- ・小規模保育事業所A型等について、3歳児クラスの園児おおむね20人につき1人以上の職員を置くこととされているところを、令和6年の条例改正において、おおむね15人につき1人以上とするよう改めるとともに、当分の間は、なお従前の例によることができるとする経過措置を設けた。
- ・今回の改正により、当該経過措置の期限を令和10年3月31日までとする。
- ・4歳児以上クラスの経過措置については変更なし。

③施行期日 公布の日

2 議案第58号 宇治市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例を制定するについて

(1) こども性暴力防止法の施行に伴う改正

①改正の趣旨

「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」が令和8年12月25日に施行されることに伴い、国が定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が一部改正され、所要の改正を行うもの。

②条例改正の内容

第14条の2 児童対象性暴力等の防止

児童対象性暴力等の防止及び児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認等の措置を義務付ける規定の新設。

③施行期日 令和8年12月25日